

議案第 8 1 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例

(川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年
川崎市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止等)

第 1 2 条の 3 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、
児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除
く。）の設置者は、法第 4 5 条第 7 項において準用する法第 2 1 条の 5 の
1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教
育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法
律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等を
いう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行

われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第31条第1項第3号中「第5条の2の8」を「第5条の2の8第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第67条第14項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第6項、第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第6項中「限って」を「限り」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に改め、「の保育士」の次に「（同条第3項、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者及び第47条第3項後段の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「第47条第3項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第47条第2項の規定により算定した数をいう。）」を「同項の規定の適用

がないものとした場合の第47条第2項の規定により算定される保育士の数」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 1 1 第47条第3項及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（同条第3項後段の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年川崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「保育士」の次に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第47条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対

し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。)は、適用しない。この場合において、改正前の条例第47条第2項の規定(満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第12条の2の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等のために児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととすること、保育所における保育士の配置基準について、理学療法士等を保育士とみなすことができることとすること、当該配置基準の特例措置の期限を定めること等のため、この条例を制定するものである。